

議案第 81 号

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例（平成 26 年伊賀市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「3 年間」を「5 年間」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

赤井家住宅利用料金

	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
和室（1） 14 畳	510 円	510 円	510 円	1, 230 円
和室（2） 6 畳	310 円	310 円	310 円	820 円
厨房・飲食スペース	620 円	620 円	620 円	1, 530 円
展示室（1）	510 円	510 円	510 円	1, 230 円
土蔵（1）	410 円	410 円	410 円	1, 020 円
茶室 3 畳	310 円	310 円	310 円	820 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中別表の改正規定は令和元年 10 月 1 日から、第 16 条の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表の改正規定の施行の前日に、赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の規定によ

り使用許可を受けている同日以後の住宅の利用料金については、なお従前の例による。